

# 国民健康保険税 に関するお知らせ

問 税務課（吉備庁舎）

## 税率（資産割）の見直し

平成30年（2018年）における国民健康保険制度の改正により、各市町村に代わり都道府県が国民健康保険の運営主体となりました。納めていただいた保険税を財源として、各市町村が県に事業費納付金を納付し、効率的な事業の確保と制度の安定化を図っています。その中で、令和9年度（2027年度）には県下で税率を統一し、資産割の廃止が行われる予定となっています。今年度、資産割廃止による激変を緩和するために、資産割の税率について見直しを行いました。見直しを行った税率は、表のとおりです。

区分	内訳区分	令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)	前年度比
医療給付費分 (加入者全員に課税)	所得割率	7.05%	7.05%	据置
	資産割率	15.00%	28.00%	13.00% 減
	均等割額	2万3,500円	2万3,500円	据置
	平等割額	2万6,900円	2万6,900円	据置
後期高齢者支援金等分 (加入者全員に課税)	所得割率	2.00%	2.00%	据置
	資産割率	0.00%	4.00%	4.00% 減
	均等割額	7,900円	7,900円	据置
	平等割額	8,100円	8,100円	据置
介護納付金分 (介護2号被保険者： 40歳から64歳の方に課税)	所得割率	1.80%	1.80%	据置
	資産割率	0.00%	6.00%	6.00% 減
	均等割額	9,100円	9,100円	据置
	平等割額	6,000円	6,000円	据置
合計	所得割率	10.85%	10.85%	据置
	資産割率	15.00%	38.00%	23.00% 減
	均等割額	4万500円	4万500円	据置
	平等割額	4万1,000円	4万1,000円	据置

## 未就学児に係る均等割額の軽減

子育て世帯への経済的負担軽減の観点より、今年度から、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）にかかる均等割額の5割が減額となります。法定軽減の適用を受けている世帯は、軽減後（7・5・2割軽減）の額から5割減額となります。この制度の適用に申請は必要ありません。

法定軽減	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	均等割額合計	未就学児減額 適用後の額
一般世帯（軽減なし）	23,500円	7,900円	31,400円	15,700円
2割軽減世帯	18,800円	6,320円	25,120円	12,560円
5割軽減世帯	11,750円	3,950円	15,700円	7,850円
7割軽減世帯	7,050円	2,370円	9,420円	4,710円

## 賦課限度額の変更

被保険者間の税負担の公平性の確保及び低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、税制改正に伴い、今年度より国民健康保険税の医療分・介護分について賦課限度額が変更になりました。

医療分が63万円から65万円に、支援金分が19万円から20万円に引き上げられます。

	令和4年度 (2022年度)	令和3年度 (2021年度)
医療分	65万円	63万円
支援金分	20万円	19万円
介護分	17万円	17万円
合計	102万円	99万円